

第4次 宝塚市環境基本計画

概要版

令和8年(2026年)8月
宝塚市



第4次宝塚市環境基本計画について

右上に「*」が付いている語句は、
巻末の用語集に掲載しています。

○計画の目的・役割

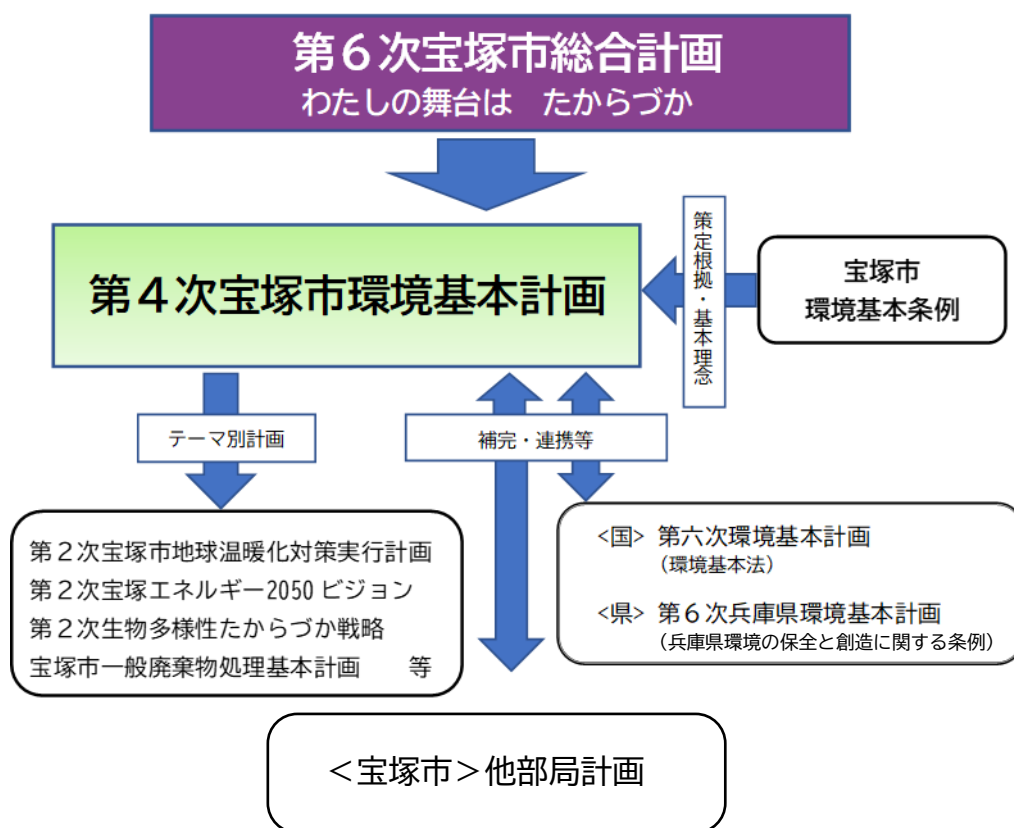
目的：宝塚市環境基本条例の規定に基づき、市民・事業者・市が協働することにより、良好な環境の保全・創造に関する施策を推進

役割：

- 1 本市における望ましい環境都市像の実現に向けた方向性を示す
- 2 環境の保全及び創造に関する目標及び環境行政の基本的な方針・考え方を示す
- 3 市民・事業者・市が取り組むべき事項を明らかにする

○計画の位置づけ

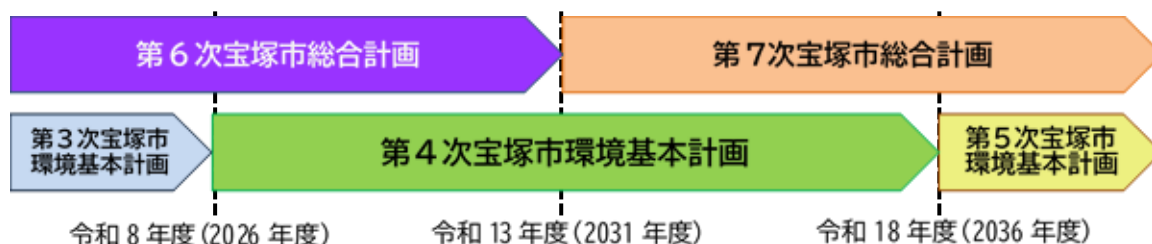
第6次宝塚市総合計画のうち、環境の分野における目標を実現するために、方針や施策を示し取組を推進



○計画の期間

目標年度：令和17年度（2035年度）

計画期間：令和8年度（2026年度）から10年間



本市の目指す環境都市像

『環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち』

施策推進の基本的な視点

【基本的視点1】

環境と経済・社会の統合的向上による持続可能な発展



持続可能な発展とは、環境保全と経済・社会活動を両立させ、将来世代に豊かさを引き継ぐ考え方です。日常生活での省エネや循環型行動は、環境負荷を減らすだけでなく、生活の質の向上(Well-Being*)にも繋がります。環境配慮は新たな経済価値を生み、地域活性化の源泉となります。本市は、環境と経済・社会の好循環を目指し、2050年CO₂実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」を実現するため、先進的な環境づくりを推進します。



【基本的視点2】

自然資本*を基盤とした生物多様性*の保全・再生

本市は六甲山系などの自然資本に恵まれ、これらは多様な生物を育むとともに、市民の安心・快適な生活を支えています。この豊かな自然を次世代へ引き継ぐため、開発や利用において生態系の保全・再生に配慮することが不可欠です。「ネイチャーポジティブ」の考え方に基づき、生物多様性の保全・再生を施策の基盤とし、自然資本の価値向上と地域の魅力向上を目指します。

【基本的視点3】

多様な主体による参画・協働、共創



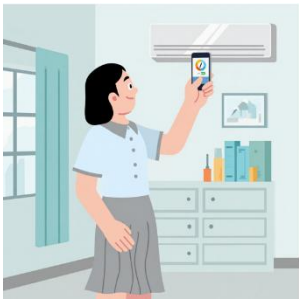
健全な環境の維持には、市民・事業者・行政が目的を共有し、協働・共創することが重要です。主体的な環境活動を広げるため、情報発信や学びの場を充実させ、市民が参画しやすい環境を整備します。多様な主体がつながり、共に課題を解決する仕組みづくりを推進します。

施策の体系

『環境都市・宝塚
健全で恵み豊かな環境を共に育むまち』

Ⅰ ゼロカーボンの実現を目指すまちづくり	
省エネルギーの促進	・脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
再生可能エネルギー*の推進	・再生可能エネルギーの利活用の推進
Ⅱ 循環型社会*の構築	
ごみの発生抑制、再使用の促進(2R)	・家庭や事業所におけるごみ排出量の削減 ・食品ロス*削減に向けた三者協働の活動推進
分別の徹底とリサイクルの促進	・燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進 ・分別徹底に向けた指導強化
Ⅲ 自然共生社会の実現	
生物多様性の保全・再生	・生態系の保全と再生 ・侵略的外来種*の防除、野生鳥獣の適正管理
持続可能な資源利用と生物多様性理解の促進	・自然資源の持続的な利活用 ・生物多様性の理解の促進
Ⅳ 健康で快適に暮らせるまちづくり	
大気環境の保全	・自動車排気ガスの低減 ・大気汚染物質の監視と市民への情報発信
水環境の保全	・水質汚濁及び土壌汚染の防止・対策 ・水環境の保全・監視・汚染対策 ・水環境(河川・ため池・水路)の保全・美化と活用
騒音・振動・悪臭及び有害化学物質対策	・騒音・振動対策 ・悪臭及び有害化学物質対策
Ⅴ 安全で快適な環境のまちづくり	
景観の保全	・景観の保全 ・美化活動の行き届いたまちづくり
みんなにやさしいまちづくり	・誰もが安心して生活できる移動空間の確保 ・マナーやモラル向上の啓発
Ⅵ みんなで取り組む環境づくり	
環境学習・教育の推進	・環境学習・教育の推進 ・自然体験と交流の推進
環境保全活動の支援	・市民の環境保全活動の交流の場づくり

I ゼロカーボンの実現を目指すまちづくり

省エネルギーの促進	再生可能エネルギーの推進
脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換： ・省エネルギー行動とライフスタイルの変革 ・省エネルギー・高効率家電の導入 ・事業者の脱炭素経営 	再生可能エネルギーの利活用の推進： ・太陽光発電等の再生可能エネルギー設備導入 ・木質バイオマス*の活用検討 ・ZEH*や ZEB の普及促進 
省エネと再エネの両輪で「2030 年カーボンハーフ・2050 年ゼロカーボン」の実現を目指します	

II 循環型社会の構築

ごみの発生抑制・再使用の促進（2R）	分別の徹底とリサイクルの促進
家庭や事業所におけるごみ排出量の削減： ・ごみの減量・分別 ・繰り返し使用可能な商品の選択 ・環境負荷の少ない生産・流通 食品ロス削減に向けた三者協働の活動推進： ・食品の使い切り ・食品の寄附 	燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進： ・ごみステーションの適正な利用 ・資源集団回収運動への参加 分別徹底に向けた指導強化： ・分別ルール徹底 ・搬入ごみの検査や指導 
2R の推進・分別徹底・リサイクル率向上により、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します	

Ⅲ 自然共生社会の実現

生物多様性の保全・再生	持続可能な資源利用と生物多様性理解の促進
生態系の保全と再生： ・生物多様性保全活動への参加 ・生態系調査を実施し保全・再生 ・自然共生サイト*への認定推進 侵略的外来種の防除、野生鳥獣の適正管理： ・侵略的外来種を入れない、捨てない、拡げない ・駆除活動への参加	自然資源の持続的な利活用： ・里地里山、市街地の緑地の保全管理 ・農作物の地産地消 ・地域資源を活用した産業の推進 生物多様性の理解の促進： ・市民講座や環境イベントの実施・参加 ・SNS 等による情報発信
宝塚の豊かな自然環境を保全・再生し、人と自然が共生する社会を実現します	

Ⅳ 健康で快適に暮らせるまちづくり

大気環境の保全	水環境の保全	騒音・振動・悪臭及び有害化学物質対策
自動車排気ガスの低減： ・エコドライブの実践 ・公共交通機関、自転車、徒歩による移動 大気汚染物質の監視と市民への情報発信： ・廃棄物の違法野外焼却防止 ・ばい煙等の発生抑制 ・光化学スモッグの情報発信	水質汚濁及び土壌汚染の防止・対策： ・有害物質の流出防止 ・水質調査・監視 水循環の保全・監視・汚染対策： ・生活・事業排水対策の普及 ・雨水利用 水環境(河川・ため池・水路)の保全・美化と活用： ・河川等の多自然川づくりの採用 ・アドプト制度*による環境保全活動	騒音・振動対策： ・規制基準の遵守徹底 ・自動車騒音測定 悪臭及び有害化学物質対策： ・環境意識や生活マナー向上 ・定期的な調査
		
生活環境の継続的な監視と情報提供により、健康で快適な暮らしを守ります		

V 安全で快適な環境のまちづくり

景観の保全	みんなにやさしいまちづくり
景観の保全： ・ 自然景観とまちなみ景観の保全、活用 ・ 都市景観の形成に関する知識の普及 美化活動の行き届いたまちづくり： ・ 地域の美化活動への参加 ・ ごみ不法投棄等の情報提供、防止対策	誰もが安心して生活できる移動空間の確保： ・ 交通ルールの遵守 ・ 駐輪場、自転車通行帯などの整備 マナーやモラル向上の啓発： ・ ペット飼育マナーの啓発 ・ 喫煙マナーの啓発 ・ 道路交通法の周知
宝塚らしい景観を守りながら、安全・安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します	

VI みんなで取り組む環境づくり

環境学習・教育の推進	環境保全活動の支援
環境学習・教育の推進： ・ 地域における生涯学習、出前講座 ・ 環境問題に対する意識の向上 自然体験と交流の推進： ・ 環境保全活動体験への参加 ・ 農業体験への参加や市民農園の利用 	市民の環境保全活動の交流の場づくり： ・ 環境保全団体の活動への協力 ・ 環境プラットフォームの作成  
学びと体験・市民活動の支援を通じ、「みんなで取り組む環境づくり」を推進します	

環 境 都 市 宣 言

私たちの地球は、バランスのとれた生き物のようなもので、人類のみならず、すべてのいのちの源であり、地球の未来は、その恵みによって生きている人間の知恵と行動に大きくゆだねられています。

私たちのまち宝塚は、六甲、北摂の山なみ、武庫川の流れに象徴される豊かな自然や歴史的、文化的な資源に恵まれた美しいまちです。私たちは、このすばらしい環境を、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、宝塚を訪れる人たちとともに、このかけがえのない環境を大切にしながら、今までの暮らしや、いとなみを見直し、一人ひとりの小さな行動を積み重ね、健全で恵み豊かな環境をともにはぐくみ、大きな「宝の塚」を築きあげて「環境都市・宝塚」とすることを、ここに宣言します。

一、私たちは、水と緑きらめく、魅力あふれるまちをつくります。

一、私たちは、人と自然や生き物がともに生きていくまちをつくり
ます。

一、私たちは、ものを大切にし、ごみの減量やエネルギーなどの
節約、リサイクルの推進に努めます。

平成八年九月十日

宝 塚 市

用語集

【Well-Being（ウェルビーイング）】

世界保健機関（WHO）の憲章で提唱された、心身ともに満たされた良い状態を指す言葉。厚生労働省によって「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」と定義されている。

【自然資本】

森林、土壌、水、大気、生物資源など、人間社会に恩恵をもたらす自然の資産。これらを「資本」と捉えることで、使い尽くすのではなく、適切に管理・投資して持続的に活用すべきだという考え方。

【生物多様性】

地球上の生物は、生命の誕生以来、さまざまな環境のもとで絶滅と進化をくり返し、未知のものを含めると 3,000 万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、ひとつひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることをいう。生物の多様性に関する条約（平成 5 年（1993 年）12 月発効）では、生物多様性を「すべての生物に違いがあること」と定義しており、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルがあるとしている。宝塚市では、平成 25 年（2014 年）6 月に市内の生物多様性を象徴する生物として、ミヤマアカネ（トンボ）、ツメレンゲ（植物）をシンボル生物として選定した。

【再生可能エネルギー】

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

【循環型社会】

限りある資源を効率的に活用し、廃棄物を減らしながら、持続可能な形で資源を循環させることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

【食品ロス】

まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品のこと。事業系は主に規格外品、売れ残り、食べ残し等、家庭系では主に食べ残し、手つかずの食品（直接廃棄）、野菜などの過剰除去等が発生要因となっている。廃棄物の運搬や焼却時に大量の CO₂ を排出するため、環境面や家計面でも食品を無駄なく食べることが重要。

【侵略的外来種】

外来種のうち、特に生物多様性を脅かすおそれのある種。

【木質バイオマス】

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な生物由来の有機性資源で石炭、石油などの化石資源を除いたもの」のことで、特に木材に由来するものを「木質バイオマス」という。

【ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）】

環境負荷の低減と持続可能な社会の実現及びエネルギー・セキュリティの向上を目的に、住宅における一次エネルギー（化石燃料、原子力の燃料、自然エネルギー等自然から直接得られるエネルギー）の消費量を、省エネルギー機能の向上や再生可能エネルギーの活用による創エネなどにより削減し、年間を通した一次エネルギー消費量を正味でゼロまたは概ねゼロにする住宅のこと。近年集合住宅用の基準等も整備され、これに適合するマンションは ZEH-M（ゼッチ・マンション）と呼ばれている。

【自然共生サイト】

環境省では、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取り組みを令和5年度（2023年度）から開始した。また、令和7年（2025年）には、事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行された。

【アドプト制度】

昭和60年（1985年）にアメリカで導入された清掃美化活動が始まり。直訳すると「養子縁組をする」という意味。個人・団体・企業等と行政（公共施設管理者）が合意書を取り交わし、相互に役割を確認した上で、団体・企業等が道路や河川等の一定区画の清掃活動や植栽の手入れなどを行う活動及び制度。